

事業主に過労死等の業務災害支給処分取消の原告適格を認めた東京高裁判決
—被災者・遺族の救済と過労死等防止にとっての重大な壁となる判決を許しては
ならない—

弁護士 松 丸 正

1 事業主の労働保険料メリット制

事業主が負担する労働保険料は、労働保険徴収法12条3項により、個々の事業主の下で生じた業務災害による休業補償・遺族補償等の労災保険給付の額を事業主が国に納付する労働保険料で除した割合（メリット収支率）に応じて一定の範囲内で引き上げ又は引き下げがされており、メリット制と言われています。即ち、過労死等も含めて業務災害が生じ労災認定されると、事業主の労災保険料は引き上げられることになります。

2 労働保険料認定処分により保険料が引き上げられた事業主による、業務災害支給処分の取消訴訟についての東京高裁判決

一般財団法人であるあんしん財団の労働者が精神障害を発病（救命）したことについて、労基署長が業務上と判断し、休業補償等の支給処分（以下、業務災害支給処分といいます）が下されました。事業主であるあんしん財団は、この業務災害支給処分は誤りだとして、メリット制により引き上げられた労働保険料の認定処分（以下、労働保険料認定処分といいます）により経済的不利益が生じたとして、労働保険料認定処分をした国（労基署長）を被告にして、既に労基署長が被災者に対して下していた業務災害支給処分の取消しを求めました。その判決が、2022年11月29日に東京高裁で下され、判決はつぎに述べるように、事業主に業務災害支給処分取消訴訟についての原告適格を認め、これを認めなかった1審の東京地裁判決を取り消しました。これに対し厚生労働省（国）と補助参加している被災者は最高裁に上告受理申立をしています。

3 事業主の原告適格を認めた東京高裁判決の理由

被災者の精神障害は業務上と認められ休業補償等の支給処分がなされていたのに、なぜ事業主が業務災害支給処分を争いその取消しを求めることができるとしているのでしょうか。その理由について、高裁判決はつぎのように述べています。

「当該事業につき業務災害が生じたとして業務災害支給処分がされると、当該処分に係る業務災害保険給付等の額の増加に応じて当然にメリット収支率が上昇し、これによって当該特定事業主のメリット増減率も上昇するおそれがあり、これに応じて次々年度の労働保険料が増額されるおそれが生ずることとなる。

したがって、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分がされた場合、同処分の名宛人以外の者ではあるものの、同処分の法的効果により労働保険料の納付義務の範囲が増大して直接具体的な不利益を被るおそれがあり、他方、同処分がその違法を理由に取り消されれば、当該処分は効力を失い、当該処分に係る特定事業主の次々年度以降の労働保険料の額を算定するに当たって、当該処分に係る業務災害保険給付等の額はその基礎とならず、これに応じた労働保険料の納付義務を免れ得る関係にあるのであるから、特定事業主は、自らの事業に係る業務災害支給処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するものというべきである。」

即ち、被災者に下された業務災害支給処分に誤りがあり取り消されれば、事業主は引き上げられた労働保険料の納付義務は免れるのだから、法律上の利益はあるとして、業務災害支給処分についての取消訴訟の原告適格はあると判断したのです。

そのうえで、業務災害支給処分取消訴訟について事業主の原告適格はないとして、この訴えを却下した東京地裁の原判決を取消したうえ、被災者に対する労基署長の業務災害支給処分の違法性の有無を判断させるため、1審の東京地裁に差

し戻すとの判決を下したのです。

4 事業主は労働保険料認定処分では争えないとした理由

事業主がメリット制で引き上げられた労働保険料認定処分に不服があるなら、その処分の取消訴訟で争えばよく、業務災害支給処分の取消訴訟で争う必要はないのではとの疑問は誰しもの思うことです。1審の東京地裁判決も労働保険料認定処分では争うべきとしていました。

しかし、高裁判決は労働保険料認定処分では争えない理由につき、先になされている業務災害支給処分を前提に、その後になされる労働保険料認定処分は行われているのだから、労働保険料認定処分取消訴訟では業務災害支給処分の違法性を争うことができず、業務災害支給処分取消訴訟で争うほかないとしています（行政法上の「違法性の承継」は認められないとの考え方）。

しかし、後述する厚生労働省の報告書で述べられているように、メリット制を定めた労働保険徴収法12条3項の労災保険給付を、有効に確定している労災保険給付は全てではなく、そのうち支給要件に該当して適法に支給された給付（業務上の要件に該当しないのに支給された給付は除外する）と解釈すれば、事業主は労働保険料認定処分取消訴訟で争うことができることになります。

更に、高裁判決は「業務災害支給処分については、その法律効果の早期安定が特に強く要請されるにもかかわらず、仮にその違法を理由に労働保険料認定処分を取り消す判決が確定すると、所轄労基署長により職権で取り消され得ることとなり、上記の早期安定の要請（ひいては労働者の保護の要請）を著しく害する結果となるものといえる。」と判示しています。

業務災害支給処分については早期安定の要請（ひいては労働者の保護の要請）を著しく害する結果となるというなら、後記の厚労省報告書も述べているように、そのような結果が生じることのないよう事業主には労働保険料認定処分取消の訴訟についてのみ原告適格を認め、その訴訟で業務災害支給処分が違法とされても、既になされた支給決定には影響を及ぼさないとするのが相当です。

事業主による業務災害支給処分についての原告適格が認められれば、被災者・遺族（＝労働者）にとっては、労基署長の判断で業務災害支給処分が下されたことによる生活の安定の要請が著しく阻害されることは明らかです。ようやく支給処分を得たのに、事業主が争うその取消訴訟に国の補助参加人として加わり、更に争うことを余儀なくされるでしょう。長期間の手続を経て、ようやく得ることのできた生活の安定が、事業主のこの訴訟により根こそぎ失われるリスクと救済までの道なりに著しい遅延が生じてしまいます。

このあんしん財団事件の被災者は平成27年3月ころ発病し、労働保険審査会で平成30年8月に業務上として認められており、発病から8年近く経過しており、業務災害支給処分が遡及的に取り消されれば重大かつ致命的な生活上の支障が生じることになります。

5 事業主に業務災害支給処分取消の原告適格が認められた場合の重大な問題

(1) 労災補償による生活の安定がくつがえる

この高裁判決がそのまま認められれば、過労死等の被災者・遺族が業務上認定を得て労災保険の支給処分を得た後、事業主は支給処分が下されたことによりメリット制の下で労働保険料引き上げの不利益が生じるとして、業務災害支給処分の取消しを求めて訴訟を提訴することができることになります。また、審査請求や再審査請求手続にも利害関係人として関与してくるおそれもあります。

事業主が提訴した訴訟で支給処分が取り消されれば、被災者・遺族への支給処分は遡って取消され、休業補償や遺族補償等が将来支給されないのみならず、既に支給されている休業補償や遺族補償等も国に返還を求められることになってしまいます。大切な人の過労死等が業務上としてようやく認定され、遺族補償等の業務災害支給処分がされたにも拘らず、その補償による生活の安定はくつがえり、労基署長による業務災害支給処分を得た後も、事業主が支給処分を争うことにより、長期間に亘って不安定な生活状況が続くことになるでしょう。

また、業務上と認められた場合は、使用者には労基法19条の解雇制限がありますが、業務上でないとして解雇に及ぶことも考えられます。

それだけではなく、この訴訟が認められれば、以下に述べる3つの「萎縮」が生じ、被災者・遺族の救済に重大な壁が生じてしまいます。

(2) 被災者・遺族救済と過労死等防止を阻害する3つの「萎縮」の壁が生じる

1つ目は、労基署長による過労死等の業務上認定についての「萎縮」です。

労基署長が下した業務上との判断につき事業主が取消しを求めることができることになれば、労基署長としては事業主側の業務外との供述等に今まで以上に配慮して業務上と判断するにあたっての「萎縮」が生じるでしょう。

2つ目は、被災者・遺族は国の行政機関である労基署長が業務上と認めたことを使用者に対し示して、企業賠償責任を迫及することができます。しかし、使用者による業務災害支給処分の取消訴訟が認められれば、支給処分の取消しを危慮してその迫及に「萎縮」が生じるおそれは否定できません。

3つ目は、過労死等が業務上と認められれば、企業としての社会的評価の視点から、過労死防止対策や謝罪を行うのが通例となりつつあります。事業主として業務外と主張して労基署長の業務災害支給処分の取消しを争うことが認められれば、支給処分が下されても過労死等とは認めないと開き直り、事業主としてなすべき過労死等防止対策に「萎縮」が生じてしまいかねません。

6 厚生労働省報告書の考え方

なお厚生労働省は、事業主の保険料引き上げについては、事業主に業務災害支給処分の取消訴訟を提訴する資格は認めず、労働保険料認定処分についての取消訴訟のみを認めるとの報告書 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11201000/001022877.pdf>) を2022年12月にまとめています。その訴訟で業務上として下された支給処分が業務外であるとして取り消されても、事業主に対しなされた労働保険料引き上げが取消されるものの、業務上としてなされた業務災害支給処分には影響がないとしています。

高裁判決は承服できないとする点で、厚生労働省と私たちの立場は一致しますが、労基署長が下した過労死等の業務災害支給処分を事業主が労働保険料認定取消訴訟で、かつその結果は業務災害支給処分には影響を及ぼさないとしても、労基署長が業務上と判断した基礎となった業務の過重性（長時間労働等）が争われることになるため、既述した「萎縮」が少なからず生じることは否めません。業務災害支給処分を違法とする事由を制限するべきです。

7 メリット制の見直しの検討を

この問題の根本的な解決のためには、はじめに述べたメリット制の見直しの検討が求められます。メリット制がなければ業務上として支給処分が下されても保険料の引き上げは生じることがないため、事業主には支給処分を争う法律上の利益はなく、原告適格は生じません。

メリット制は個々の事業主の過労死等を含めた業務災害発生の予防を目的に定められたものですが、その効果は疑問でありかえって労働保険料の引き上げを免れるための労災隠しの温床となっている問題が生じています。

メリット制を定めた労災保険徴収法12条3項について、同法施行規則付則7条で省令の定めにより「東北地方太平洋沖地震」と「新型コロナウイルス感染症」についてはメリット制から除外（業務災害による労災保険給付額による調整率を0としています）しており、過労死等についても省令でこの付則に加えることの可否についての検討も必要です。

8 東京高裁判決を最高裁で確定させない運動を

東京高裁判決は今後最高裁で審理されることとなります。最高裁で認めさせないため、この判決が、被災者・遺族の救済を著しく阻害、かつ遅延させ、事業主の過労死等についての賠償責任や過労死防止措置を後退させることになることを、労働法・行政法の学者・研究者の協力の下に、最高裁のみならず社会的に訴えていく運動の構築が早期に求められます。